（６）　機械警備業務仕様書

明石市生涯学習センター等機械警備業務（以下「業務」という。）の仕様は次のとおりとする。

1. 指定管理者は、警備対象物件における財産の保護と、安全の確保のため、次のとおり業務を行う。
2. 機械警備業務対象及び所在地  
   業務対象 明石市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）

所在地 明石市東仲ノ町６番１号

アスピア明石北館７～９階部分

1. 履行期間及び業務引継ぎ

指定管理期間とする。業務が支障なく継続できるよう、指定期間開始前においては市と、指定期間満了前においては次年度業務遂行者と調整協議の上、十分な引継ぎを行うこととする。なお、引継ぎ時に費用等が発生した場合は、指定管理者がこれを負担するものとする。

1. 業務内容

警備の方法は、機械警備システム（容易に複製できない機器を使用すること）とし、指定管理者が実施する業務は、次のとおりとする。

(1)　生涯学習センター各階に各種感知器等の機械警備設備を設置し、盗難（防犯管理）の遠隔監視を行う。

(2)　異常発生時に係員を現地へ急行させ異常の確認、関係先への通報及び異常の拡大防止を行う。

(3)　機械警備は、各階を個別に開始、解除ができるものとする。

1. 防犯管理

(1)　生涯学習センター各階ごとの警備状況が指定管理者の監視センターで把握できること。

(2)　生涯学習センター各階ごとの鍵やカードによるセット解除の状況が受託者の監視センターで表示されること。

(3)　警備操作用の鍵については複製できないものを使用すること。

鍵を紛失した場合に、鍵の無効登録及び抹消が制御装置等の操作等により、容易にできること。

(4)　生涯学習センターへの外部からの侵入者を監視できること。

1. 指定管理者は、警備を実施するに当たっては、警備計画書（機械設置図面添付）を作成する。

また、センサーの設置場所は、別表に掲げるもののほか、業務を遂行し、その目的を達成するために必要な箇所に設置する。

1. 経費区分

(1)　警備上必要な機器の運搬、取付け、撤去費用等は全て指定管理者の負担とする。

(2)　警備対象物件から、指定管理者の監視センターへ即刻自動的に通報する機能は、専用電話回線（常時断線監視機能付）を使用し、これにかかる経費は指定管理者の負担とする。

(3)　警備上必要な機器は業務期間の開始までに設置を完了し、機器が正常な状態か点検等を実施すること。これに係る経費は、指定管理者の負担とする。

(4)　警報機器は請負人の所有とし、業務に支障のないよう適宜点検を行う。その費用は、指定管理者の負担とする。

1. 損害賠償

指定管理者は、指定管理者の責めに帰すべき事由により、明石市に損害を与えた場合には、次に掲げる金額を限度として、損害賠償するものとする。

１事故　１０億円

1. 再委託

　　指定管理者は、本仕様書に係る業務すべてを再委託することができる。

　　ただし、再委託を実施する場合は、受託するものに対して、公正かつ適正に業務が遂行されるよう、指定管理者の責任において適切な指導・監督を行うこと。

1. その他

(1)　県公安委員会に届出の待機所及び基地局の名称と所在地を明記するものとする。

(2)　事故等を覚知した際には、状況に応じて消防署、警察署及び市等関係機関に即時連絡するものとする。

別表

センサー取付け位置の最低数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 設置箇所 | 個数 |
| ７階 | 事務室  出入口　　エレベーターホール出入口  　　　　　エレベーター４附室出入口  　　　　　階段２前室出入口  　　　　　階段３前室出入口  　　　　　学習室７０３　南テラス非常口 | ２  １  １  ２  ２  １ |
| ８階 | 事務室  出入口　　エレベーターホール出入口  　　　　　エレベーター４附室出入口  　　　　　階段２前室出入口  　　　　　階段３前室出入口  　　　　　フリースペース　　　南テラス非常口  　　　　　学習室８０４前廊下　南テラス非常口 | ２  １  １  ２  ２  １  １ |
| ９階 | 出入口　　エレベーターホール出入口  　　　　　エレベーター４附室出入口  　　　　　階段２前室出入口  　　　　　階段３前室出入口 | １  １  ２  ２ |

・センサーは、マグネットセンサー、パッシブセンサー等不法侵入者を発見できるものとする。

・７・８階事務所金庫設置場所は、金庫感知器等金庫への不法行為を発見できるものとする。